

清須市介護認定調査システム導入業務プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、清須市介護認定調査システム導入業務（以下、「本業務」という。）の受託者選定について、実績、専門性、技術力等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

清須市介護認定調査システム導入業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約確定日の翌日から令和8年12月31日まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 提案上限金額

3,850,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

契約金額は本市の予算の範囲内において業務仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算出した金額（見積額）とする。

提案見積額は、この上限額を超えてはならないものとする。上限額を超える額で提案を行った事業者は失格とする。

なお、本業務はシステム導入に係る業務のみを対象とし、システム稼働後のシステム利用料、タブレット端末のリース料等については含めないものとする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本プロポーザルの公告日において、清須市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から受託事業者決定の日までの間、清須市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 本プロポーザルの公告の日から受託事業者決定の日までの間、「清須市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年清須市訓令第3号）」による排除措置を受けていない者であること。
- (6) 地方公共団体の発注による介護認定調査システムの導入実績があり、現在も運用を継続していること。

- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 もしくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認証を取得していること。

4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

項目	日程
公告日	令和8年8月7日（金）
参加意思表明書及び質問受付期限	令和8年8月25日（火）午後4時
参加資格確認結果通知	令和8年8月27日（木）
質問回答	令和8年9月 1日（火）
企画提案書等提出期限	令和8年9月 8日（火）午後4時
プレゼンテーション審査	令和8年9月14日（月）（予定）
審査結果通知	令和8年9月17日（木）
契約締結	令和8年9月30日（水）（予定）

5. 質問に関する事項

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（任意様式）を次のとおり提出すること。

(1) 質問受付期間

令和8年8月7日（金）から令和8年8月25日（火）午後4時まで

(2) 質問方法

「15. 問い合わせ先」の高齢福祉課担当に電子メールにて提出すること。なお、提出する場合は、高齢福祉課担当に対して電話での到達確認を行うこと。また、件名には「清須市介護認定調査システム導入業務公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」と記載すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年9月1日（火）までに質問者を非公開の上、清須市ホームページにおいて公開する。

6. プロポーザル参加に係る必要書類の提出

「3. 参加資格」を満たし本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 4 時

(2) 提出書類

提出書類	記載すべき事項
参加表明書	【様式 1】
提案者概要書	【様式 2】 ・ 直前決算時の貸借対照表を添付すること。 ・ 情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 もしくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認証取得の登録証の写しを添付すること。
業務実績書	【様式 3】 ・ 「3. 参加資格」の（6）に示す実績について新しい年度の実績から抽出し最大 1 0 件まで記載すること。

(3) 提出部数

提出部数は 7 部（正 1 部・副 6 部）とし、副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。原本 1 部、写し 6 部の合計 7 部を提出すること。

(4) 提出方法

「1 5. 問い合わせ先」の高齢福祉課担当に持参または郵送すること。

7. 参加資格確認の実施

清須市職員で構成する審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、参加表明書等に基づき、参加資格要件について確認し、経営状況および業務遂行力について評価する。参加者多数の場合は、プレゼンテーション審査の参加者として評価上位 3 者を選定する。

(1) 評価基準と配点

審査委員会は、参加表明書等の内容を重点にした評価基準に基づいて評価を行う。

評価対象	評価項目	評価基準	配点
経営状況	会社概要 経営状況	・ 適切な認証を取得しているか ・ 経営健全度	1 0 点
会社の業務実績	業務遂行力	業務実績があり本業務を確実に遂行できるか	1 0 点

(2) 参加資格確認結果通知

結果については、文書により令和 8 年 8 月 2 7 日（木）に参加表明者に通知する。

8. 企画提案に係る必要書類の提出

必要書類の提出は、「6. プロポーザル参加に係る必要書類の提出」を済ませ審査に通過した者に限り、以下のことに留意し提出すること。

(1) 提出期限

令和8年9月8日（火）午後4時まで

(2) 提出書類

提出書類	記載すべき事項
企画提案書 【任意様式】	・提案書は原則A4横置き横書き上辺綴じ30ページ以内（ただし、表紙と目次は除く）とし文字サイズは10.5ポイント以上で両面印刷とすること。 ・図表等については必要に応じてA3版でも可とするが、その場合片面印刷で折込みとしA4版2ページとしてカウントすること。 ・表紙と目次を除きページ番号を付すこと。 ・次の各号に掲げる内容を項目ごとに記載すること 1. 本業務に対する取り組み （1）提案コンセプト （2）実施体制 （3）スケジュール 2. システム概要 （1）システムの基本設計 （2）画面構成・操作性 （3）調査票入力機能 （4）データ管理・連携機能 3. セキュリティ対策 （1）端末セキュリティ （2）データ保護 （3）アクセス制御 4. 導入時操作研修 5. 保守・サポート体制 6. その他（追加提案等） ・提案事業者がアピールできる内容について具体的に提案すること。
機能要件一覧 【様式4】	記載されている項目について、提案システムが標準実装の場合は「○」、代替案・有償カスタマイズで対応可能な場合は「△」、対応不可の場合は「×」を記載すること。 代替案を記載する場合には、備考欄にその旨を記載すること。有償カスタマイズの場合は本業務の見積金額に含めること。 ※契約前の打ち合わせにおいて、機能要件の可否内容の確認を行い、虚偽の回答があった場合は失格とする。
見積書 【様式5】	・提案事業者の所在地、事業者名、代表者名を必ず記載し、代表者印を押印すること。 ・本業務の実施に要するすべての費用について税込みで記載すること。 ・内訳を別紙（任意様式）で提出すること。

(3) 提出部数

提出部数は7部（正1部・副6部）とし、副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定さ

れる事項を記載しないこと。原本1部、写し6部の合計7部を提出すること。

(4) 提出方法

「15. 問い合わせ先」の高齢福祉課担当に持参すること。(郵送不可)

9. プレゼンテーション審査

(1) 実施日

令和8年9月14日(月)(予定) ※時間及び場所については、参加者に別途連絡する。

(2) 時間

持ち時間は50分とする。

(準備5分、プレゼンテーション30分、質疑応答10分、片付け5分)

(3) 実施方法

ア. 出席者は、3名以内かつ受託者のみとする。

イ. プレゼンテーションの実施順の決定方法は、参加申込書の提出時に伝える。

ウ. プレゼンテーションは事前に提出した提案書にて実施すること。追加の資料配布などは認めない。プレゼンテーションにて使用する機材(プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル)は本市で用意するが、パソコンは持参すること。

エ. プレゼンテーションに欠席し、又は遅刻した場合は、審査の対象としない。

10. 審査方法

審査における評価項目、評価基準、配点及び採点基準は、「評価基準と配点(別表1参照)」のとおりとする。審査委員会は、別表1に従い評価を行い採点し、各審査委員会委員が採点した総点数を合計した点数(総合点)により各提案者の順位を決定する。

11. 審査結果

令和8年9月17日(木)午前10時までに、清須市ホームページで公表するとともに、参加者全員に、電子メールで通知する。なお、審査内容・経過については公表しない。また、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

12. 契約締結

- (1) 契約の締結にあたっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者として選定された者と市が協議及び調整を行い、契約締結に向けて交渉するものとする。
- (3) 交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次の順位の企画提案者と同様の交渉を行うこととする。
- (4) 受託候補者として選定された者が、「13. 失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案者と交渉を行うこととする。

13. 失格事項

受託候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 受付期間内に所定の書類等を提出しなかった場合

- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 機能要件一覧（様式４）の必須項目が対応不可「×」となる場合
- (5) 見積額が「２．業務概要（５）提案上限額」を超えている場合
- (6) 審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと認められる場合

1 4．その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。
- (5) 提出書類は、清須市情報公開条例（平成１７年清須市条例第１０号）に基づく公開請求により、公開する場合がある。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 5．問い合わせ先

〒４５２－８５６９ 愛知県清須市須ケ口１２３８番地

清須市役所本館２階 健康福祉部高齢福祉課 介護保険係 担当者：鈴木・次森

電 話 （052）400－2965（直通）

F A X （052）400－2963

電子メール koreifukushi@city.kiyosu.lg.jp